

琉球大学学術リポジトリ

沖縄関係

メタデータ	言語: 出版者: 公開日: 2019-02-13 キーワード (Ja): キーワード (En): 作成者: - メールアドレス: 所属:
URL	http://hdl.handle.net/20.500.12000/43769

園議請議

沖縄復帰対策要綱（第三次分）案目次

四木 小三

一 行政

- 1 国の行政機関
- 2 公務員等共済組合
- 3 恩給
- 4 住民登録
- 5 選挙人名簿
- 6 統計

二 税制

- 1 国税

- 2 地方税

- 3 関税

三 財政・金融

- 1 塩専売制度
- 2 外国たばこ輸入業
- 3 税関貨物取扱人業
- 4 国有財産等
- 5 産業用金地金
- 6 対外債務の支払のためのドル送金
- 7 銀行の信託および貯蓄銀行業務
- 8 大衆金融公庫および琉球開発金融公社の職員の受入れ

四 産業・経済

- 1 農業災害補償制度
- 2 土地改良事業
- 3 調製粉乳
- 4 砂糖
- 5 飼料需給の安定
- 6 農業者年金
- 7 農林漁業団体職員共済組合
- 8 改良普及員等の任用資格
- 9 電力
- 10 石油
- 11 商工会議所等
- 12 商工組合中央金庫
- 13 百貨店
- 14 対米綿製品輸出枠の取扱
- 15 繊維製品製造設備の登録
- 16 計量法
- 17 電気計器検定業務の移管
- 18 海難審判
- 19 定期航空運送事業
- 20 自動車の登録等
- 21 道路

22 建設機械の抵当の取扱

23 水資源開発

五 厚生

1 水資源開発および琉球水道公社

2 国立療養所の設置

3 保健婦（公衆衛生看護婦）の配置

4 結核患者の県外委託治療

5 専門医および無医地区における医師の確保

6 臨床研修指定病院

六 教育・文化

1 教職員定数

2 公立学校用地の確保

3 私立学校教職員共済組合

七 司法・法務

1 裁判所、検察庁および検察審査会の設置

2 弁護士会の引継ぎ

3 裁判の効力等

八 その他

1 対米請求に関する処理

2 市町村非細分土地

3 所有者不明土地の管理

4 転廃業および離職者対策

沖繩復帰対策要綱（第三次分）案

沖繩復帰対策要綱（第三次分）を次のように決定する。

一 行政

1 国の行政機関

ア 沖繩における経済の振興および社会の開発を図るため、総合的な施策を策定し、および推進し、ならびにその施策の実施に関して関係行政機関の事務を総合調整することを主たる任務とする沖繩開発庁を設置することとする。

沖繩開発庁は、総理府の外局とし、沖繩開発庁長官は、国務大臣をもつてあてる。また、沖繩の振興開発に関する重要事項を調査審議するため、沖繩開発庁の附属機関として沖繩振興開発審議会を置くこととする。

イ 那覇市に沖繩開発庁の機関として沖繩総合事務局を置くこととする。

沖繩総合事務局においては、沖繩開発庁の所掌事務に關し必要な調査等を行なうほか、沖繩において国が行なう財務、農政（民有林および水産関係を含む。）、通商産業、海運、陸運および公正取引に關する事務ならびに港湾、空港、河川、道路その他国の建設工事に關する事務等を所掌することとし、沖繩総合事務局長には少なくとも本土における通常のブロック機関の長が有する権限を与えるものとする。この場合において、これらの事務については当該事務に關する主務大臣（公正取引に關

する事務については公正取引委員会が沖縄総合事務局長を指揮監督することとする。

ウ 沖縄総合事務局において所掌する事務以外の国の事務を所掌する国の行政機関は、個別に設置することとするが、これらの機関のうち必要と認められるものについては、原則として当分の間、本土におけるブロック機関の有する事務処理権限またはこれに準ずる権限を与え、沖縄現地における事務を円滑に処理しうるよう配慮することとする。

2 公務員等共済組合

沖縄の公務員等共済組合法または公立学校職員共済組合法の適用を受けている者のうち本土の国家公務員、地方公務員または公共企業体職員に相当するものについては、復帰と同時にそれぞれ本土の国家公務員共済組合

法、地方公務員等共済組合法または公共企業体職員等共済組合法の組合員とするものとし、沖縄の公務員等共済組合法または公立学校職員共済組合法における受給資格および給付の基礎として算定される組合員であつた期間ならびに復帰時に受給中の者の取扱い等については、本土の国家公務員、地方公務員または公共企業体職員その他の社会保険の被保険者との均衡を考慮し、合理的な措置を講ずるものとする。

3 恩給

琉球政府職員の復帰後の恩給については、本土公務員の恩給との均衡を考慮して、合理的な措置を講ずることとする。

4 住民登録

復帰後暫定期間は、琉球政府の住民登録法による住民票を住民基本台帳

とみなすものとし、本土における住民基本台帳法の施行に際しての措置に準じて、所要の措置を講ずることとする。

5 選挙人名簿

沖縄の選挙人名簿で復帰の際効力を有するものは、公職選挙法上の選挙人名簿とみなすものとし、復帰後における選挙人名簿の調製の手続については、なお暫定期間、従前どおり選挙管理委員会の調査に基づいて登録することとする。

6 統計

沖縄の社会および経済の発展を図るための基礎資料として、必要な統計の整備充実を行ない、あわせて統計機構の整備を行なうこととする。

二 税 制

税制については、観光および企業対策上すでに決定した方針に基づき措置するほか、各税につき次のとおり措置するものとする。

なお、復帰前の課税関係で納税、不服審査等が完結していないものについては、国税（関税を含む。）に相当する琉球政府税については国が、道府県税に相当する琉球政府税については沖縄県が、沖縄市町村税については市町村が、それぞれ承継することとし、その課税、徴収、還付、権利救済等については、復帰に伴い必要とされる経過措置を講ずるものとする。

1 国 税

ア 所得税

所要の経過措置を講じたうえ、復帰の日の属する年（沖縄の法令によ

つて課税年度が終了するまでの間を除く。分から本土の所得税法を適用する。

青色申告者の有する機械および装置については、復帰後一定期間、沖繩の法令による百分の三十の割増償却を適用しうるよう特例措置を講ずる。

イ 法人税

所要の経過措置を講じたうえ、復帰の日以後に終了する事業年度から本土の法人税法を適用する。

青色申告法人の有する機械および装置については、復帰後一定期間、沖繩の法令による百分の三十の割増償却を適用しうるよう特例措置を講ずる。

ウ 相続税

本土の所得税法の適用と同時に相続税法を適用する。

復帰前の沖繩の法令により課された相続税に相当する租税は、本土の相続税とみなして相次相続控除の対象とする等所要の措置を講ずる。

エ 酒 税

沖繩において生産され、消費される酒類については、復帰後一定期間
所要の軽減措置を講ずる。

基地依存業者を含め、観光客向け料飲店において消費する輸入洋酒については、復帰後一定期間、現状程度の税負担を維持するよう特例措置を講ずる。

オ 物品税

沖繩において生産される弦楽器等特定の物品については、復帰後一定期間、免税措置を講ずる。

カ 砂糖消費税

沖繩において生産され、消費される砂糖については、復帰後一定期間、免税措置を講ずる。

キ 揮発油税および地方道路税

沖繩において消費される揮発油については、本土と沖繩との税差によつて値上りすることのないよう、復帰後一定期間、所要の軽減措置を講ずる。

ク 石油ガス税

段階的に本土の税率に移行するよう特例措置を講ずる。

○なお、エからクまでにより減免されたものを本土へ移出するときは、必要に応じ、出港税を課するものとする。

ケ 登録免許税

沖繩の法令により受けた免許等で、本土の法令により当該免許等が引き継がれるものについては、免税措置を講ずる。

コ 入場税

沖繩の法令により百分の五の税率の適用を受けているものについては、復帰後一定期間、その税率を維持する。

サ 自動車重量税

昭和四十七年十二月一日まで、自動車重量税法の適用を延期する。

シ 有価証券取引税、通行税、トランプ類税、取引所税および印紙税

復帰の日からそれぞれ本土の法令を適用する。

ス 租税特別措置

沖繩の法令による重要物産免税制度および船舶建造準備金制度については、適用期間の残存期間について適用するよう措置するほか、譲渡所得課税および利子所得課税についても、特例措置を講ずる。

2 地方税

(県 税)

ア 県民税

個人

復帰の日の属する年度においては、均等割のみを納付する者について、免税措置を講ずる

法人

復帰の日以後に終了する事業年度から地方税法を適用する。

イ 事業税

個人

復帰の日から地方税法を適用する。

法人

復帰の日以後に終了する事業年度から地方税法を適用する。

ウ 自動車税

復帰後暫定期間、所要の軽減措置を講ずる。

エ 軽油引取税

本土と沖繩との税差によつて値上りすることのないよう、必要に応じ、

復帰後一定期間、軽減措置を講ずる。

オ 不動産取得税、県たばこ消費税、娯楽施設利用税、料理飲食等消費税、
鉦区税、狩猟免許税、自動車取得税および入猟税

復帰の日から地方税法を適用する。

(市町村税)

ア 市町村民税

個人

復帰の日の属する年度においては、税率等について特例措置を講ずる。

法人

復帰の日以後に終了する事業年度から地方税法を適用する。

イ 固定資産税

復帰の日の属する年度においては、評価額および税率について特例措置を講ずるものとし、昭和四十八年度以後においては、同年度における評価の状況等を考慮して、税負担の激変を緩和するため、所要の措置を講ずる。

ウ 軽自動車税

復帰後暫定期間、所要の軽減措置を講ずる。

エ 電気ガス税

復帰の日の属する年度においては税率を百分の一とし、その後各年度百分の一ずつ引き上げ、本土の税率に移行するよう特例措置を講ずる。
なお、時間送電地域については、課税標準の特例措置を講ずる。

オ 市町村たばこ消費税、鉱産税、木材引取税、入湯税および都市計画税
復帰の日から地方税法を適用する。

3 関 税

ア 生活必需物資のうち、関税負担が大幅に増大する物品については、消費者物価対策上、復帰後一定期間、特例措置を講ずる。

イ 製造用輸入原料品で、関税負担が増大することにより企業経営および消費者物価に影響を及ぼすものについては、復帰後一定期間、特例措置を講ずる。

三 財政・金融

1 塩専売制度

復帰と同時に塩専売制度を実施することとし、これに伴い廃業する再製

業者等およびその従業員に対しては、適切な措置を講ずるものとする。

なお、塩の流通面については、一定期間、必要な特例措置を講ずるものとする。

2 外国たばこ輸入業

外国たばこ輸入業者については、復帰後も当分の間、卸売業を営めるよう措置するとともに、外国たばこの輸入の取扱いを行なわせることを配慮するものとする。

3 税関貨物取扱人業

復帰に伴い廃業する税関貨物取扱人業者およびその従業員の取扱いについては、適切な措置を講ずるものとする。

4 国有財産等

ア 沖縄県の振興開発計画に基づく事業で、公共の用に供する施設に関するものを実施するため必要があるときは、国有財産を関係地方公共団体等に対して、無償または時価より低い価格で譲渡し、または貸し付けることができるものとする。

イ 沖縄県に所在する国有財産で、昭和二十一年一月二十八日まで沖縄県において事務、事業もしくは職員の住居または警察の用に供していた公用財産であつたものについては、これらの用途に供する場合には、沖縄県に譲与し、または無償で貸し付けるものとする。

ウ 琉球列島米国民政府が貸し付けている国または県の所有に属する不動

産については、原則として、復帰後一年間は、従前と同一の条件で、復帰の際に貸付けを受けていた者に貸し付けるものとする。

エ 米国から引継ぎを受ける行政用建物のうち、沖縄県または市町村において管理することが適当なものは、当該地方公共団体に譲与するものとする。

5 産業用地金

産業用地金の供給は、本土の制度に基づいて行なうこととするが、政府の売渡価格については、適正量の範囲内で、復帰後一定期間、特別の措置を講ずるものとする。

6 対外債務の支払のためのドル送金

復帰前に締結された通常の対外取引契約に基づいて、復帰後にその対外ドル債務の支払をする必要がある場合には、ドル送金を認めるものとする。

7 銀行の信託および貯蓄銀行業務

沖縄の銀行が現に行なっている信託業務については、復帰後当分の間、暫定措置として、その兼営を認めるものとする。

なお、貯蓄銀行業務についても、その兼営を認めるものとする。

8 大衆金融公庫および琉球開発金融公社の職員の受入れ

復帰の際現に大衆金融公庫および琉球開発金融公社に勤務している職員は、復帰と同時に新設の沖縄振興開発金融公庫（仮称）が職員として受け入れるものとする。

四 産業・経済

1 農業災害補償制度

農業災害補償制度については、復帰と同時に本土の法令を適用し、すみやかに実施できるように体制を整備するものとする。また、現在同制度の対象とされていないさとうきびおよびパイナップルについても、資料の整備を図り、制度化の検討を早急に進めるものとする。

2 土地改良事業

沖縄の法令の規定により施行中の土地改良事業は、本土の法令による土地改良事業とみなすとともに、復帰後の土地改良事業については、特別の助成措置を講ずるものとする。

3 調製粉乳

本土から出荷され沖縄において乳幼児および妊産婦等が消費する調製粉

乳については、復帰に伴い価格が上昇しないよう、復帰後一定期間、その原材料である脱脂粉乳およびバター・オイルの本土における輸入について特別の輸入割当を行なうものとする。

4 砂糖

沖縄において生産され、消費される砂糖については、本土と沖縄の税差（関税分を含む。）により値上りすることのないよう、復帰後数量および期間を限り、消費税の免除のほか所要の措置を講ずるものとする。

5 飼料需給の安定

沖縄における配合飼料工場は、復帰後関稅定率法により関稅免除の承認工場とする措置を講ずるほか、政府操作飼料の割当てにあつては、沖縄の実績を尊重するとともに今後の需要の動向に十分配慮して行なうものと

する。

6 農業者年金

農業者年金基金法は、復帰と同時に適用することとし、沖縄と本土との同法の適用の时期的ずれに伴う特例措置を講ずるとともに、沖縄の農業者の実態を考慮して任意加入面横基準を引き下げるものとする。

7 農林漁業団体職員共済組合

沖縄の農林漁業団体職員共済組合法の適用を受けている者については、復帰と同時に本土の農林漁業団体職員共済組合法の組合員とするものとし、沖縄の農林漁業団体職員共済組合法における受給資格および給付の基礎として算定される組合員であつた期間ならびに復帰時に受給中の者の取扱等については、本土の農林漁業団体共済組合の組合員その他の社会保険の被

保険者との均衡を考慮し、合理的な措置を講ずるものとする。

8 改良普及員等の任用資格

復帰前に沖縄において改良普及員の資格試験に合格した者は、復帰後本土の法令による任用資格を有する者とみなすものとするほか、これらの者以外の者であつて、沖縄の法令により、専門技術員または改良普及員の任用資格を有するものについては、沖縄県知事がその者の経歴等からみて適当であると認める場合には、沖縄県の専門技術員または改良普及員として任用することができるものとする。

9 電力

琉球電力公社の業務は、復帰に伴い新設の特殊法人に引き継ぐものとし、今後の電力需要の増加に対応しつつ、電力の安定的かつ適正な供給を図る

ため、復帰後一定期間、必要に応じ適切な措置を講ずるものとする。

また、復帰の際現に琉球電力公社に勤務している者は、復帰と同時に新設の特殊法人が職員として受け入れるものとする。

10 石油

ア 石油業法は、復帰と同時に適用するが、沖縄における石油製品の流通販売秩序が混乱をきたさないよう所要の措置を講ずるものとする。

イ 離島における燃料用石油製品については、復帰後も一定期間、本島並みの価格を維持するため、沖縄県が所要の調整措置を講じうるよう国が措置するものとする。

11 商工会議所等

商工会議所法および商工会の組織等に関する法律の適用については、経

過的に名称使用の禁止規定の適用を猶予することとする。

12 商工組合中央金庫

商工組合中央金庫については、復帰に伴い事務所を設け、中小企業の組織化の推進、組合金融事業の指導に積極的に協力させるとともに、代理貸制度の活用を図るものとし、将来必要に応じ支店を設置させることとする。

13 百貨店

復帰の際沖縄において現に百貨店を営んでいる者については、本土の法令により許可された者とみなすものとする。なお、閉店時刻および休業日については、沖縄の地理的条件、慣習等を十分配慮するものとする。

14 対米綿製品輸出枠の取扱い

沖縄の対米綿製品輸出枠の取扱いについては、日米綿製品取極および現

行自主規制の今後の推移に応じ、復帰後もその輸出実績が確保されるよう適切な措置をとることとする。

15 繊維製品製造設備の登録

現に沖縄に存在する繊維製品製造設備であつて、本土において「中小企業団体の組織に関する法律」に基づき登録制度がとられている設備については、復帰後直ちに登録が行なわれるよう所要の準備を進めるものとする

16 計量法

ア 沖縄の法令により計量器の修理・販売および計量証明の許可または登録を受けている者は、本土の法令により許可または登録を受けた者となすものとする。

イ 沖縄の法令により経過的に法定計量単位とみなされている尺貫法およびヤード・ポンド法による計量単位をその残存期間法定計量単位として

認めるほか、検定、基準器検査等について所要の経過措置を講ずるものとする。

ウ 検定等の事務に従事している職員等については、経過的に特例を認め引き続き事務に従事することができるものとする。

17 電気計器検定業務の移管

復帰の際現に琉球政府が電気計器検定業務の用に供している建物、機械設備その他の資産は、復帰とともに国が引継ぎ、国はこれを日本電気計器検定所に出資するものとする。また、同検定所は、沖縄に試験所を設置し、電気計器検定業務を行なうこととする。

18 海難審判

ア 沖繩の法令により任命されている海難審判庁審判官および理事官については、復帰の際、本土の法令による海難審判庁審判官および理事官の資格を有するものとみなすこととする。

イ 沖繩の法令により登録を受けている海事補佐人は、復帰の際、本土の法令による海事補佐人として登録を受けたものとみなすこととする。

ウ 沖繩の海難審判庁理事官が海難事実を認知している事件および係属中の事件に関する手続については、これを本土の法令によりなされた手続とみなし、裁決は本土の相当法令によりなされた裁決とみなすものとする。

19 定期航空運送事業

復帰の際、沖繩において本土の法令により免許を受けらるべき定期航空運

送事業に相当する事業を営んでいる者については、引き続き営業~~ス~~できる
よう経過措置を講ずるものとする。

20 自動車の登録等

沖繩の法令に基づきなされた自動車の登録および軽自動車の使用の届出
については、本土の法令に基づきなされた登録および届出とみなすもの
とする。

なお、自動車登録番号等については、復帰後一定の期日まで本土の法
令による自動車登録番号等に切~~り~~換えるものとする。

21 道路

復帰後の沖繩の道路については、一般交通の用に供されている軍道、軍
營繕政府道および政府道のうち本島の交通幹線となるべき道路を国道とし、

原則として国の直轄でその整備を促進するものとする。

その他の一般交通の用に供されている軍道、軍管轄政府道および政府道は原則として県道に、市町村道は原則として市町村道とし、その整備を促進するものとする。

また、復帰に伴い必要となる軍道（軍管轄）軍管轄政府道の敷地の取得については、特段の助成措置を講ずるとともに、沖縄の特殊事情により未買収となつている政府道および市町村道の敷地の取得については、その実態を調査のうえ必要に応じ適切な措置を講ずるものとする。

なお、道路交通安全施設等の整備については、特に配慮するものとする。

22 建設機械の抵当の取扱い

沖縄の道路運送車両法により所有権の登録を受けている建設機械につい

ては、その登録がある間は本土の建設機械抵当法に規定する建設機械としてではなく、道路運送車両法に規定する自動車として扱うものとする。

五 厚 冊

423 水資源開発および琉球水道公社

※ 沖縄本島における特定のダムによる水資源の開発は、国の直轄事業と

して行なうものとする。

琉球水道公社が行なつている水道用水供給の業務は、復帰後は沖縄県

がこれを引き継ぎ実施するものとする。

また、復帰の際現に琉球水道公社に勤務している者は、復帰と同時に沖縄県が職員として受け入れるものとする。

2 国立療養所の設置

沖繩における疾病の実情にかんがみ、結核患者および精神障害者を収容治療するための国立療養所を設置するものとし、琉球政府立病院の一部は、これに吸収する。

なお、医師等の確保を図るため、その処遇については特に配慮を行なうものとする。

3 保健婦（公衆衛生看護婦）の配置

沖繩の公衆衛生看護婦については、復帰後も、これらの者が県職員たる保健婦として、所要の地に駐在できるよう措置するものとする。

4 結核患者の県外委託治療

結核患者の県外委託治療については、当分の間、なお継続できるよう措置するものとする。

5 専門医および無医地区における医師の確保

沖繩における医療事情にかんがみ、復帰後も当分の間、専門医の派遣措置および無医地区勤務医師確保のための財政措置を講ずるとともに、へき地離島における医療の確保について、沖繩の実情に即した所要の措置を講ずるものとする。

6 臨床研修指定病院

復帰の際現に臨床研修病院としての指定を受けている病院は、当面臨床研修病院として存続させるものとする。

六 教育・文化

1 教職員定数

沖繩の公立義務教育諸学校の教職員の定数の標準については、復帰の際

これらの教職員の実数を基礎として、復帰後一定期間、必要な経過措置を講ずるものとする。

公立高等学校の教職員の定数の標準についても、右に準じて必要な経過措置を講ずるものとする。

2 公立学校用地の確保

沖繩の学校用地の確保については、軍用地接收による公立義務教育諸学校の借用地等の沖繩の特殊事情を考慮し、所要の措置を講ずるものとする。

3 私立学校教職員共済組合

沖繩の私立学校教職員共済組合法の適用を受けている者については、復帰と同時に本土の私立学校教職員共済組合法を適用するものとし、沖繩の私立学校教職員共済組合法における受給資格および給付の基礎として算定

される組合員であつた期間ならびに復帰時に受給中の者の取扱い等については、本土の私立学校教職員共済組合の組合員その他の社会保険の被保険者との均衡を考慮し、合理的な措置を講ずるものとする。

七 司法・法務

1 裁判所、検察庁および検察審査会の設置

ア 沖繩を福岡高等裁判所の管轄区域とし、那覇市に地方裁判所および家庭裁判所を、沖繩の所要の地に簡易裁判所を、それぞれ設立することとする。

イ アの地方裁判所および家庭裁判所に対応して地方検察庁を、各簡易裁判所に対応して区検察庁を、それぞれ置くこととする。

ウ 沖繩の所要の地に検察審査会を置くこととする。

2 弁護士会の引継ぎ

沖縄の法令による沖縄弁護士会は、本土の弁護士法の規定により設立された弁護士会とみなすこととする。

3 裁判の効力等

ア 民事裁判

(ア) 琉球政府の裁判所および琉球列島米国民政府の裁判所が民事に関する事件について復帰前にした確定の裁判は、公の秩序または善良の風俗に反しない限り、その効力を認めるものとする。

(イ) 復帰の際前項^(ア)の裁判所に係属している民事に関する事件について、従前の法令によりされた申立て、裁判その他の手続上の行為は、本土の相当裁判所において本土の相当法令によりされたものとみなし、本

土の裁判所において、これらの事件を引き続き審理裁判するものとする。

イ 刑事裁判

(ア) 復帰前の行為については、原則として、復帰前沖縄に施行された刑罰法令により処罰することができるものとする。

(イ) 復帰の際琉球政府の裁判所および琉球列島米国民政府の裁判所に係属している刑事に関する事件については、これを本土の相当裁判所に係属させるとともに、復帰後本土の刑事訴訟法その他の手続関係法令により手続および裁判をするものとする。

(ウ) 復帰の際刑の執行を終わっていないものについては、復帰後本土の監獄法その他の矯正保護関係法令により執行その他の措置を講ずるもの

とする。

八 その他

1 対米請求に関する処理

返還協定に基づき米国政府が処理すべきこととなるもの以外のいわゆる講和前人身傷害未補償者に係る請求等については、実情を調査のうえ、国において適切な措置を講ずるものとする。

2 市町村非細分土地

従前市町村に支払われていた市町村非細分土地賃料に相当するものについては、当該軍用地返還までの間、市町村に対する財政措置の一環として特別の措置を講ずるものとする。

3 所有者不明土地の管理

復帰の際琉球政府または沖縄の市町村が管理している所有者不明土地については、復帰後は、当分の間、従前の例により県または市町村が管理するものとする。

4 転廃業および離職者対策

復帰に伴い制度の改廃等により転廃業を余儀なくされる企業に関しては、転業資金について特別の融資措置を講ずることにより事業の転換と雇用の安定を図るとともに、これらの企業からの離職者を含め、復帰に伴う社会経済情勢の変動による離職者に関しては、雇用機会の開発および再就職に関する援護その他の措置について立法による特別措置を講じ、これらの労働者の能力を有効に発揮させるとともに、その生活の安定を図るものとする。

沖繩復帰対策要綱（第三次分）案に関する参考資料

閣議提出直前の
以後若干の項目について訂正あり

1. 二税制、3 関税アに該当する物品は、次のとおりである。
ランチヨンミート、ハムおよびベーコン、^{ウーロン茶および}包種茶、オレンジ、バナナ
2. 二税制、3 関税イに該当する原料品は、次のとおりである。
製油業（大豆。なたね。粗油）、みそ。しょう油製造業（大豆）、製菓業（あずきその他の雑豆）、とうふ製造業（大豆）、王冠製造業（凝集コルク）、ビール製造業（麦芽。ホップ）、食肉加工業（牛肉）、こんにやく製造業（こんにやく芋（切つたもの、乾燥したものおよび粉状にしたものを含む。）、農薬製造業（農薬原体）、牛乳処理加工業（脱脂粉乳。バターオイル）

○前記物品のうち輸入割当品目に該当するものについては、その輸入量について特別の配慮を行なうものとする。

最終案

1. 二税制、3 関税アに該当する物品は、次のとおりである。
ランチヨンミート、ハムおよびベーコン、^{ウーロン茶および}包種茶、オレンジ、バナナ
2. 二税制、3 関税イに該当する原料品は、次のとおりである。
製油業（大豆。なたね。粗油）、みそ。しょう油製造業（大豆）、製菓業（あずきその他の雑豆）、とうふ製造業（大豆）、王冠製造業（凝集コルク）、ビール製造業（麦芽。ホップ）、食肉加工業（牛肉）、こんにやく製造業（こんにやく芋（切つたもの、乾燥したものおよび粉状にしたものを含む。）、農菜製造業（農菜原体）、牛乳処理加工業（脱脂粉乳。バターオイル）

○前記物品のうち輸入割当品目に該当するものについては、その輸入量について特別の配慮を行なうものとする。

9月2日 12:00 次官会議、引継ぎ幹事会
 9月3日 10:00 閣議、閣僚協議会

写 部

文書課長		高 裁 案 (分類)	
大 臣	主 管	起案 昭和 46年 8 月 30日	
事務次官	アメリカ局長	決裁 昭和 年 月 日	
事務次官	参事官	起案者 金	電話番号 2466
外務審議官	北米才一課長		
官房長	主任		
官房総務参事官			
官房書記官			
		条約課長	北米才二課長
		法規課長	安全保障課長
下記の件に関し高裁を仰ぎます			
件 名			
沖縄復帰対策要綱(第3次分)に7112			
本件「沖縄復帰対策要綱(第3次分)」(案)に7112は、本又日の沖縄復帰対策			
閣僚協議会幹事会(各省次官をもち構成)においし決定をみたので、明日			
GA-1 注意	決裁後直ちに第一通を文書課へ回付すること	外務省	回覧番号

2

日の前記閣僚協議会の決定を得た上で同日の閣議に内閣総理大臣、外務大臣及び自治大臣の共同請議として提出することとした。

なお、閣議請議案は総理府においし別紙のとおり起案決裁中である。

(閣議 請議案)

内閣総理大臣 へ

内閣総理大臣

外務大臣

自治大臣

(件名) 沖縄復帰対策要綱(第3次分)

1-7112

(本文) 標記1-7112, 別紙のとおり閣議を求めます。

極 秘

沖縄復帰対策要綱（第三次分）案目次

一 行 政

- 1 国の行政機関
- 2 公務員等共済組合
- 3 恩 給
- 4 住民登録
- 5 選挙人名簿
- 6 統 計

二 税 制

- 1 国 税

- 2 地方税
- 3 関 税

三 財 政 ・ 金 融

- 1 塩専売制度
- 2 外国たばこ輸入業
- 3 税関貨物取扱入業
- 4 国有財産等
- 5 産業用金地金
- 6 対外債務の支払のためのドル送金
- 7 銀行の信託および貯蓄銀行業務
- 8 大衆金融公庫および琉球開発金融公社の職員の受入れ

四 産業・経済

- 1 農業災害補償制度
- 2 土地改良事業
- 3 調製粉乳
- 4 砂糖
- 5 飼料需給の安定
- 6 農業者年金
- 7 農林漁業団体職員共済組合
- 8 改良普及員等の任用資格
- 9 電力
- 10 石油
- 11 商工会議所等
- 12 商工組合中央金庫
- 13 百貨店
- 14 対米綿製品輸出枠の取扱い
- 15 繊維製品製造設備の登録
- 16 計量法
- 17 電気計器検定業務の移管
- 18 海難審判
- 19 定期航空運送事業
- 20 自動車の登録等
- 21 道路

- 22 建設機械の抵当の取扱
- 23 水資源開発

五 厚生

- 1 琉球水道公社
- 2 国立療養所の設置
- 3 保健婦（公衆衛生看護婦）の配置
- 4 結核患者の県外委託治療
- 5 専門医および無医地区における医師の確保
- 6 臨床研修指定病院

六 教育・文化

- 1 教職員定数

- 2 公立学校用地の確保
- 3 私立学校教職員共済組合

七 司法・法務

- 1 裁判所、検察庁および検察審査会の設置
- 2 弁護士会の引継ぎ
- 3 裁判の効力等

八 その他

- 1 対米請求に関する処理
- 2 市町村非細分土地
- 3 所有者不明土地の管理
- 4 転廃業および離職者対策

極 秘

沖縄復帰対策要綱（第三次分）案に関する参考資料

1.

二税制、3 関税アに該当する物品は、次のとおりである。

ランチヨンミート、ハムおよびベーコン、ウーロン茶および包種茶、オレンジ、バナナ

2.

二税制、3 関税イに該当する原料品は、次のとおりである。

製油業（大豆・なたね・粗油）、みそ・しょう油製造業（大豆）、製菓業（あずきその他の雑豆）、とうふ製造業（大豆）、王冠製造業（凝集コルク）、ビール製造業（麦芽・ホップ）、食肉加工業（牛肉）、こんにやく製造業（こんにやく芋（切つたもの、乾燥したものおよび粉状にしたものを含む。）、農薬製造業（農薬原体）、牛乳処理加工業（脱脂粉乳。

バターオイル）

○前記物品のうち輸入割当品目に該当するものについては、その輸入量について特別の配慮を行なうものとする。

極 秘

沖繩復帰対策要綱（第三次分）案

沖繩復帰対策要綱（第三次分）を次のように決定する。

一 行 政

1 国の行政機関

ア 沖繩における経済の振興および社会の開発を図るため、総合的な施策を策定し、および推進し、ならびにその施策の実施に関して関係行政機関の事務を総合調整することを主たる任務とする沖繩開発庁を設置することとする。

沖繩開発庁は、総理府の外局とし、沖繩開発庁長官は、国務大臣をもつてあてる。また、沖繩の振興開発に関する重要事項を調査審議するため、沖繩開発庁の附属機関として沖繩振興開発審議会を置くこととする。

イ 那覇市に沖繩開発庁の機関として沖繩総合事務局を置くこととする。

沖繩総合事務局においては、沖繩開発庁の所掌事務に關し必要な調査等を行なうほか、沖繩において国が行なう財務、農政（民有林および水産関係を含む。）、通商産業、海運、陸運および公正取引に關する事務ならびに港湾、空港、河川、道路その他国の建設工事に關する事務等を所掌することとし、沖繩総合事務局長には少なくとも本土における通常のブロック機関の長が有する権限を与えるものとする。この場合において、これらの事務については当該事務に關する主務大臣（公正取引に關

する事務については公正取引委員会）が沖縄総合事務局長を指揮監督することとする。

ウ 沖縄総合事務局において所掌する事務以外の国の事務を所掌する国の行政機関は、個別に設置することとするが、これらの機関のうち必要と認められるものについては、原則として当分の間、本土におけるブロック機関の有する事務処理権限またはこれに準ずる権限を与え、沖縄現地における事務を円滑に処理しうるよう配慮することとする。

2 公務員等共済組合

沖縄の公務員等共済組合法または公立学校職員共済組合法の適用を受けている者のうち本土の国家公務員、地方公務員または公共企業体職員に相当するものについては、復帰と同時にそれぞれ本土の国家公務員共済組合

法、地方公務員等共済組合法または公共企業体職員等共済組合法の組合員とするものとし、沖縄の公務員等共済組合法または公立学校職員共済組合法における受給資格および給付の基礎として算定される組合員であつた期間ならびに復帰時に受給中の者の取扱い等については、本土の国家公務員、地方公務員または公共企業体職員その他の社会保険の被保険者との均衡を考慮し、合理的な措置を講ずるものとする。

3 恩給

琉球政府職員の復帰後の恩給については、本土公務員の恩給との均衡を考慮して、合理的な措置を講ずることとする。

4 住民登録

復帰後暫定期間は、琉球政府の住民登録法による住民票を住民基本台帳

とみなすものとし、本土における住民基本台帳法の施行に際しての措置に準じて、所要の措置を講ずることとする。

5 選挙人名簿

沖縄の選挙人名簿で復帰の際効力を有するものは、公職選挙法上の選挙人名簿とみなすものとし、復帰後における選挙人名簿の調製の手続については、なお暫定期間、従前どおり選挙管理委員会の調査に基づいて登録することとする。

6 統計

沖縄の社会および経済の発展を図るための基礎資料として必要な統計の整備充実を行ない、あわせて統計機構の整備を行なうこととする。

二 税制

税制については、観光および企業対策上すでに決定した方針に基づき措置するほか、各税につき次のとおり措置するものとする。

なお、復帰前の課税関係で納税、不服審査等が完結していないものについては、国税（関税を含む。）に相当する琉球政府税については国が、道府県税に相当する琉球政府税については沖縄県が、沖縄市町村税については市町村が、それぞれ承継することとし、その課税、徴収、還付、権利救済等については、復帰に伴い必要とされる経過措置を講ずるものとする。

1 国税

ア 所得税

所要の経過措置を講じたうえ、復帰の日の属する年（沖縄の法令によ

つて課税年度が終了する日までの間を除く。)分から本土の所得税法を適用する。

青色申告者の有する機械および装置については、復帰後一定期間、沖繩の法令による百分の三十の割増償却を適用しうるよう特例措置を講ずる。

イ 法人税

所要の経過措置を講じたうえ、復帰の日以後に終了する事業年度から本土の法人税法を適用する。

青色申告法人の有する機械および装置については、復帰後一定期間、沖繩の法令による百分の三十の割増償却を適用しうるよう特例措置を講ずる。

ウ 相続税

本土の所得税法の適用と同時に相続税法を適用する。

復帰前の沖繩の法令により課された相続税に相当する租税は、本土の相続税とみなして相次相続控除の対象とする等所要の措置を講ずる。

エ 酒 税

沖繩において生産され、消費される酒類については、復帰後一定期間
8- 所要の軽減措置を講ずる。

基地依存業者を含め、観光客向け料飲店において消費する輸入洋酒については、復帰後一定期間、現状程度の税負担を維持するよう特例措置を講ずる。

オ 物品税

沖繩において生産される弦楽器等特定の物品については、復帰後一定期間、免税措置を講ずる。

カ 砂糖消費税

沖繩において生産され、消費される砂糖については、復帰後一定期間、免税措置を講ずる。

キ 揮発油税および地方道路税

沖繩において消費される揮発油については、本土と沖繩との税差によつて値上りすることのないよう、復帰後一定期間、所要の軽減措置を講ずる。

ク 石油ガス税

段階的に本土の税率に移行するよう特例措置を講ずる。

○ なお、エからクまでにより減免されたものを本土へ移出するときは、必要に応じ、出港税を課するものとする。

ケ 登録免許税

沖繩の法令により受けた免許等で、本土の法令により当該免許等が引き継がれるものについては、免税措置を講ずる。

コ 入場税

沖繩の法令により百分の五の税率の適用を受けているものについては、復帰後一定期間、その税率を維持する。

サ 自動車重量税

昭和四十七年十二月一日まで、自動車重量税法の適用を延期する。

シ 有価証券取引税、通行税、トランプ類税、取引所税および印紙税

復帰の日からそれぞれ本土の法令を適用する。

ス 租税特別措置

沖縄の法令による重要物産免税制度および船舶建造準備金制度については、適用期間の残存期間について適用するよう措置するほか、譲渡所得課税および利子所得課税についても、特例措置を講ずる。

2 地方税

(県 税)

ア 県民税

個人

復帰の日の属する年度においては、均等割のみを納付する者について、免税措置を講ずる。

法人

復帰の日以後に終了する事業年度から地方税法を適用する。

イ 事業税

個人

復帰の日から地方税法を適用する。

法人

復帰の日以後に終了する事業年度から地方税法を適用する。

ウ 自動車税

復帰後暫定期間、所要の軽減措置を講ずる。

エ 軽油引取税

本土と沖縄との税差によつて値上りすることのないよう、必要に応じ、

復帰後一定期間、軽減措置を講ずる。

オ 不動産取得税、県たばこ消費税、娯楽施設利用税、料理飲食等消費税、
鉾区税、狩猟免許税、自動車取得税および入猟税

復帰の日から地方税法を適用する。

(市町村税)

ア 市町村民税

個人

復帰の日の属する年度においては、税率等について特例措置を講ずる。

法人

復帰の日以後に終了する事業年度から地方税法を適用する。

イ 固定資産税

復帰の日の属する年度においては、評価額および税率について特例措置を講ずるものとし、昭和四十八年度以後においては、同年度における評価の状況等を考慮して、税負担の激変を緩和するため、所要の措置を講ずる。

ウ 軽自動車税

復帰後暫定期間、所要の軽減措置を講ずる。

エ 電気ガス税

復帰の日の属する年度においては税率を百分の一とし、その後各年度百分の一ずつ引き上げ、本土の税率に移行するよう特例措置を講ずる。

なお、時間送電地域については、課税標準の特例措置を講ずる。

オ 市町村たばこ消費税、鉾産税、木材引取税、入湯税および都市計画税
復帰の日から地方税法を適用する。

3 関 税

ア 生活必需物資のうち、関税負担が大幅に増大する物品については、消費者物価対策上、復帰後一定期間、特例措置を講ずる。

イ 製造用輸入原料品で、関税負担が増大することにより企業経営および消費者物価に影響を及ぼすものについては、復帰後一定期間、特例措置を講ずる。

三 財政・金融

1 塩専売制度

復帰と同時に塩専売制度を実施することとし、これに伴い廃業する再製

業者等およびその従業員に対しては、適切な措置を講ずるものとする。

なお、塩の流通面については、一定期間、必要な特例措置を講ずるものとする。

2 外国たばこ輸入業

外国たばこ輸入業者については、復帰後も当分の間、卸売業を営めるよう措置するとともに、外国たばこの輸入の取扱いを行なわせることを配慮するものとする。

3 税関貨物取扱人業

復帰に伴い廃業する税関貨物取扱人業者およびその従業員の取扱いについては、適切な措置を講ずるものとする。

4 国有財産等

ア 沖縄県の振興開発計画に基づく事業で、公共の用に供する施設に関するものを実施するため必要があるときは、国有財産を関係地方公共団体等に対して、無償または時価より低い価格で譲渡し、または貸し付けることができるものとする。

イ 沖縄県に所在する国有財産で、昭和二十一年一月二十八日まで沖縄県

において事務、事業もしくは職員の住居または警察の用に供していた公用財産であつたものについては、これらの用途に供する場合には、沖縄県に譲与し、または無償で貸し付けるものとする。

ウ 琉球列島米国民政府が貸し付けている国または県の所有に属する不動

産については、原則として、復帰後一年間は、従前と同一の条件で、復帰の際に貸付けを受けていた者に貸し付けるものとする。

エ 米国から引継ぎを受ける行政用建物のうち、沖縄県または市町村において管理することが適当なものは、当該地方公共団体に譲与するものとする。

5 産業用金地金

産業用金地金の供給は、本土の制度に基づいて行なうこととするが、政府の売渡価格については、適正量の範囲内で、復帰後一定期間、特別の措置を講ずるものとする。

6 対外債務の支払のためのドル送金

復帰前に締結された通常の対外取引契約に基づいて、復帰後にその対外ドル債務の支払をする必要がある場合には、ドル送金を認めるものとする。

7 銀行の信託および貯蓄銀行業務

沖縄の銀行が現に行なっている信託業務については、復帰後当分の間、暫定措置として、その兼営を認めるものとする。

なお、貯蓄銀行業務についても、その兼営を認めるものとする。

8 大衆金融公庫および琉球開発金融公社の職員の受入れ

復帰の際現に大衆金融公庫および琉球開発金融公社に勤務している職員

は、復帰と同時に新設の沖縄振興開発金融公庫（仮称）が職員として受け入れるものとする。

四 産業・経済

1 農業災害補償制度

農業災害補償制度については、復帰と同時に本土の法令を適用し、すみやかに実施できるように体制を整備するものとする。また、現在同制度の対象とされていないさとうきびおよびパイナップルについても、資料の整備を図り、制度化の検討を早急に進めるものとする。

2 土地改良事業

沖繩の法令の規定により施行中の土地改良事業は、本土の法令による土地改良事業とみなすとともに、復帰後の土地改良事業については、特別の助成措置を講ずるものとする。

3 調製粉乳

本土から出荷され沖繩において乳幼児および妊産婦等が消費する調製粉乳については、復帰に伴い価格が上昇しないよう、復帰後一定期間、その原材料である脱脂粉乳およびバター・オイルの本土における輸入について特別の輸入割当を行なうものとする。

4 砂糖

沖繩において生産され、消費される砂糖については、本土と沖繩の税差（関税分を含む。）により値上りすることのないよう、復帰後数量および期間を限り、消費税の免除のほか所要の措置を講ずるものとする。

5 飼料需給の安定

沖繩における配合飼料工場は、復帰後関税率法により関税免除の承認工場とする措置を講ずるほか、政府操作飼料の割当てにあたっては、沖繩の実績を尊重するとともに今後の需要の動向に十分配慮して行なうものと

する。

6 農業者年金

農業者年金基金法は、復帰と同時に適用することとし、沖縄と本土との同法の適用の时期的ずれに伴う特例措置を講ずるとともに、沖縄の農業者の実態を考慮して任意加入面積基準を引き下げるものとする。

7 農林漁業団体職員共済組合

沖縄の農林漁業団体職員共済組合法の適用を受けている者については、復帰と同時に本土の農林漁業団体職員共済組合法の組合員とするものとし、沖縄の農林漁業団体職員共済組合法における受給資格および給付の基礎として算定される組合員であつた期間ならびに復帰時に受給中の者の取扱等については、本土の農林漁業団体共済組合の組合員その他の社会保険の被

保険者との均衡を考慮し、合理的な措置を講ずるものとする。

8 改良普及員等の任用資格

復帰前に沖縄において改良普及員の資格試験に合格した者は、復帰後本土の法令による任用資格を有する者とみなすものとするほか、これらの者以外の者であつて、沖縄の法令により専門技術員または改良普及員の任用資格を有するものについては、沖縄県知事がその者の経歴等からみて適当であると認める場合には、沖縄県の専門技術員または改良普及員として任用することができるものとする。

9 電力

琉球電力公社の業務は、復帰に伴い新設の特殊法人に引き継ぐものとし、今後の電力需要の増加に対応しつつ、電力の安定的かつ適正な供給を図る

ため、復帰後一定期間、必要に応じ適切な措置を講ずるものとする。

また、復帰の際現に琉球電力公社に勤務している者は、復帰と同時に新設の特殊法人が職員として受け入れられるものとする。

10 石油

ア 石油業法は、復帰と同時に適用するが、沖縄における石油製品の流通販売秩序が混乱をきたさないよう所要の措置を講ずるものとする。

イ 離島における燃料用石油製品については、復帰後も一定期間、本島並みの価格を維持するため、沖縄県が所要の調整措置を講じうるよう国が措置するものとする。

11 商工会議所等

商工会議所法および商工会の組織等に関する法律の適用については、経

過的に名称使用の禁止規定の適用を猶予することとする。

12 商工組合中央金庫

商工組合中央金庫については、復帰に伴い事務所を設け、中小企業の組織化の推進、組合金融事業の指導に積極的に協力させるとともに、代理貸制度の活用を図るものとし、将来必要に応じ支店を設置させることとする。

13 百貨店

復帰の際沖縄において現に百貨店を営んでいる者については、本土の法令により許可された者とみなすものとする。なお、閉店時刻および休業日については、沖縄の地理的条件、慣習等を十分配慮するものとする。

14 対米綿製品輸出枠の取扱い

沖縄の対米綿製品輸出枠の取扱いについては、日米綿製品取極および現

行自主規制の今後の推移に応じ、復帰後もその輸出実績が確保されるよう適切な措置をとることとする。

15 繊維製品製造設備の登録

現に沖繩に存在する繊維製品製造設備であつて、本土において「中小企業団体の組織に関する法律」に基づき登録制度がとられている設備については、復帰後直ちに登録が行なわれるよう所要の準備を進めるものとする

16 計量法

ア 沖繩の法令により計量器の修理および販売の許可または登録を受けている者は、本土の法令により登録を受けた者とみなすものとする。

イ 沖繩の法令により経過的に法定計量単位とみなされている尺貫法およびヤード・ポンド法による計量単位をその残存期間法定計量単位として

認めるほか、検定、基準器検査等について所要の経過措置を講ずるものとする。

ウ 検定等の事務に従事している職員等については、経過的に特例を認め引き続き事務に従事することができるものとする。

17 電気計器検定業務の移管

復帰の際現に琉球政府が電気計器検定業務の用に供している建物、機械設備その他の資産は、復帰とともに国が引き継ぎ、国はこれを日本電気計器検定所に出資するものとする。また、同検定所は、沖繩に試験所を設置し、電気計器検定業務を行なうこととする。

18 海難審判

ア 沖繩の法令により任命されている海難審判庁審判官および理事官については、復帰の際、本土の法令による海難審判庁審判官および理事官の資格を有するものとみなすこととする。

イ 沖繩の法令により登録を受けている海事補佐人は、復帰の際、本土の法令による海事補佐人として登録を受けたものとみなすこととする。

ウ 沖繩の海難審判庁理事官が海難事実を認知している事件および係属中の事件に関する手続については、これを本土の法令によりなされた手続とみなし、裁決は本土の相当法令によりなされた裁決とみなすものとする。

19 定期航空運送事業

復帰の際、沖繩において本土の法令により免許を受けるべき定期航空運

送事業に相当する事業を営んでいる者については、引き続き営業できるよう経過措置を講ずるものとする。

20 自動車の登録等

沖繩の法令に基づきなされた自動車の登録および軽自動車の使用の届出については、本土の法令に基づきなされた登録および届出とみなすものとする。

なお、自動車登録番号等については、復帰後一定の期日までに本土の法令による自動車登録番号等に切り換えるものとする。

21 道路

復帰後の沖繩の道路については、一般交通の用に供されている軍道、軍管轄政府道および政府道のうち本島の交通幹線となるべき道路を国道とし、

原則として国の直轄でその整備を促進するものとする。

その他の一般交通の用に供されている軍道、軍管轄政府道および政府道は原則として県道に、市町村道は原則として市町村道とし、その整備を促進するものとする。

また、復帰に伴い必要となる軍道および軍管轄政府道の敷地の取得については、特段の助成措置を講ずるとともに、沖縄の特殊事情により未買収となつている政府道および市町村道の敷地の取得については、その実態を調査のうえ、必要に応じ適切な措置を講ずるものとする。

なお、道路交通安全施設等の整備については、特に配慮するものとする。

22 建設機械の抵当の取扱い

沖縄の道路運送車両法により所有権の登録を受けている建設機械につい

ては、その登録がある間は本土の建設機械抵当法に規定する建設機械としてではなく、道路運送車両法に規定する自動車として扱うものとする。

23 水資源開発

沖縄本島における特定のダムによる水資源の開発は、国の直轄事業として行なうものとする。

五 厚生

1 琉球水道公社

琉球水道公社が行なつている水道用水供給の業務は、復帰後は沖縄県がこれを引き継ぎ実施するものとする。

また、復帰の際現に琉球水道公社に勤務している者は、復帰と同時に沖縄県が職員として受け入れるものとする。

2 国立療養所の設置

沖縄における疾病の実情にかんがみ、結核患者および精神障害者を収容治療するための国立療養所を設置するものとし、琉球政府立病院の一部は、これに吸収する。

なお、医師等の確保を図るため、その処遇については特に配慮を行なうものとする。

3 保健婦（公衆衛生看護婦）の配置

沖縄の公衆衛生看護婦については、復帰後も、これらの者が県職員たる保健婦として、所要の地に駐在できるよう措置するものとする。

4 結核患者の県外委託治療

結核患者の県外委託治療については、当分の間、なお継続できるよう措置するものとする。

5 専門医および無医地区における医師の確保

沖縄における医療事情にかんがみ、復帰後も当分の間、専門医の派遣措置および無医地区勤務医師確保のための財政措置を講ずるとともに、へき地離島における医療の確保について、沖縄の実情に即した所要の措置を講ずるものとする。

6 臨床研修指定病院

復帰の際現に臨床研修病院としての指定を受けている病院は、当面臨床研修病院として存続させるものとする。

六 教育・文化

1 教職員定数

沖縄の公立義務教育諸学校の教職員の定数の標準については、復帰の際

これらの教職員の実数を基礎として、復帰後一定期間、必要な経過措置を講ずるものとする。

公立高等学校の教職員の定数の標準についても、右に準じて必要な経過措置を講ずるものとする。

2 公立学校用地の確保

沖縄の学校用地の確保については、軍用地接收による公立義務教育諸学校の借用地等の沖縄の特殊事情を考慮し、所要の措置を講ずるものとする。

- 35 -

3 私立学校教職員共済組合

沖縄の私立学校教職員共済組合法の適用を受けている者については、復帰と同時に本土の私立学校教職員共済組合法を適用するものとし、沖縄の私立学校教職員共済組合法における受給資格および給付の基礎として算定

される組合員であつた期間ならびに復帰時に受給中の者の取扱い等については、本土の私立学校教職員共済組合の組合員その他の社会保険の被保険者との均衡を考慮し、合理的な措置を講ずるものとする。

七 司法・法務

1 裁判所、検察庁および検察審査会の設置

ア 沖縄を福岡高等裁判所の管轄区域とし、那覇市に地方裁判所および家庭裁判所を、沖縄の所要の地に簡易裁判所を、それぞれ設立することとする。

- 36 -

イ アの地方裁判所および家庭裁判所に対応して地方検察庁を、各簡易裁判所に対応して区検察庁を、それぞれ置くこととする。

ウ 沖縄の所要の地に検察審査会を置くこととする。

2 弁護士会の引継ぎ

沖縄の法令による沖縄弁護士会は、本土の弁護士法の規定により設立された弁護士会とみなすこととする。

3 裁判の効力等

ア 民事裁判

(ア) 琉球政府の裁判所および琉球列島米国民政府の裁判所が民事に関する事件について復帰前にした確定の裁判は、公の秩序または善良の風俗に反しない限り、その効力を認めるものとする。

(イ) 復帰の際の裁判所に係属している民事に関する事件について、従前の法令によりされた申立て、裁判その他の手続上の行為は、本土の相当裁判所において本土の相当法令によりされたものとみなし、本

土の裁判所において、これらの事件を引き続き審理裁判するものとする。

イ 刑事裁判

(ア) 復帰前の行為については、原則として、復帰前沖縄に施行されていた刑罰法令により処罰することができるものとする。

(イ) 復帰の際琉球政府の裁判所および琉球列島米国民政府の裁判所に係属している刑事に関する事件については、これを本土の相当裁判所に係属させるとともに、復帰後本土の刑事訴訟法その他の手続関係法令により手続および裁判をするものとする。

(ウ) 復帰の際刑の執行を終えていないものについては、復帰後本土の監獄法その他の矯正保護関係法令により執行その他の措置を講ずるもの

とする。

八 その他

1 対米請求に関する処理

返還協定に基づき米国政府が処理すべきこととなるもの以外のいわゆる講和前人身傷害未補償者に係る請求等については、実情を調査のうえ、国において適切な措置を講ずるものとする。

2 市町村非細分土地

従前市町村に支払われていた市町村非細分土地賃料に相当するものについては、当該軍用地返還までの間、市町村に対する財政措置の一環として特別の措置を講ずるものとする。

3 所有者不明土地の管理

復帰の際琉球政府または沖縄の市町村が管理している所有者不明土地については、復帰後は当分の間、従前の例により県または市町村が管理するものとする。

4 転廃業および離職者対策

復帰に伴い制度の改廃等により転廃業を余儀なくされる企業に関しては、転業資金について特別の融資措置を講ずることにより事業の転換と雇用の安定を図るとともに、これらの企業からの離職者を含め、復帰に伴う社会経済情勢の変動による離職者に関しては、雇用機会の開発および再就職に関する援護その他の措置について立法による特別措置を講じ、これらの労働者の能力を有効に発揮させるとともに、その生活の安定を図るものとする。

事務次官

官房長

アメリカ局長

官房総務参事官

北米一課長

極 秘

無 期 限

部の内
号

シロ (記録の?) ス: 北 (9200-1)
沖繩復帰対策要綱(沖三次分)案について

昭和46年9月2日

文書課長

9月2日事務次官等会談において、栗山総理

府総務副長官より、本件は通常事務次官等会談

の前に沖繩問題関係閣僚協談会幹事会におい

て審議願うこととなっているが、今回は事務次

官等会談の直後引き続き幹事会を開催し、それ

よって双方の会談で審議を完了こととしたい旨

発言があり了解された。

上記幹事会においては、沖繩北方対策方

GA-6

(46.9.7北米1課(秘))

外務省

岡部長官より、沖繩復帰対策要綱(沖三次分)案

(403)
全文にわたり説明があったが、北米一課長よりの

連絡に基づき本官より、本要綱「入」対米請求

に関する処理について、(当省といたし)現段階においては

本要綱案の表現を了承するが、返還協定条

条に基づき、米国政府が処理することとなるも

のであっても、例えは「米民の請求が実際には

却下されるなどにより、米側による具体的処理

が不十分であると考えられる場合は、その実情

に応じ日本政府が適切な措置を講ずる必要

があることを一応問題点として指摘しておきた

GA-6

外務省

と発言しておいた。これに対し、岡部長官より、
 そのようなことを予め本要綱案に明記しておく
 ことは適当でないが、指摘の点はケース・バイ・
 ケースで考慮したいと答えた。
 なおこの後、吾国法制局次長より、沖縄復帰
 対策要綱第一次分より第三次分までは、法律案
 としなくてはならないが、明3日までに閣僚
 各省よりそれぞれ案を出して頂くことになって
 いる、これから約1ヵ月程度しかないので、閣
 僚各省の御協力を得たい旨の要請があった。
 事務次長(事務次長) 未だ昭和46年度一般会計予備費使用について

鳩山大蔵事務次官より、天皇皇后両陛下御訪政奉
 費として172,293千円を閣議請託する旨(閣議
 終了まで不公表)説明があり、更に資料には
 載せていないが、円の変動相場制^(移行)に伴う
 沖縄対策として緊急を要する二点、即ち(1)流通
 対策 琉球政府に設けられる「生活必需物資
 価格安定資金」(仮称)に10億円を補助し、
 食糧、~~衣料~~衣料などの生活必需物資の、本土
 から沖縄への流通を円滑にするため10億円で
 いい知恵を出して頂くこととする。(2)本土へ
 来ている沖縄の留学生は生活水準が低下し、

とするので、琉球育英会に対し1億円を寄附し
 これら留学生を援助する。以上計11億円を同
 様明日の閣議において、予備費より支出を請託
 することとした旨説明があった。(本件は
 2日付新聞にて既に報道されている。)

幹事会

沖繩復帰対策要綱(第三次分)案目次

一 行政

- 1 国の行政機関
- 2 公務員等共済組合
- 3 恩給
- 4 住民登録
- 5 選挙人名簿
- 6 統計

二 税制

- 1 国税

- 2 地方税
- 3 関税

三 財政・金融

- 1 塩専売制度
- 2 外国たばこ輸入業
- 3 税関貨物取扱人業
- 4 国有財産等
- 5 産業用金地金
- 6 対外債務の支払のためのドル送金
- 7 銀行の信託および貯蓄銀行業務
- 8 大衆金融公庫および琉球開発金融公社の職員の受入れ

四 産業・経済

- 1 農業災害補償制度
- 2 土地改良事業
- 3 調製粉乳
- 4 砂糖
- 5 飼料需給の安定
- 6 農業者年金
- 7 農林漁業団体職員共済組合
- 8 改良普及員等の任用資格
- 9 電力
- 10 石油
- 11 商工会議所等
- 12 商工組合中央金庫
- 13 百貨店
- 14 対米綿製品輸出枠の取扱
- 15 繊維製品製造設備の登録
- 16 計量法
- 17 電気計器検定業務の移管
- 18 海難審判
- 19 定期航空運送事業
- 20 自動車の登録等
- 21 道路

- 22 建設機械の抵当の取扱
- 23 水資源開発

五 厚生

- 1 琉球水道公社
- 2 国立療養所の設置
- 3 保健婦（公衆衛生看護婦）の配置
- 4 結核患者の県外委託治療
- 5 専門医および無医地区における医師の確保
- 6 臨床研修指定病院

六 教育・文化

- 1 教職員定数

- 2 公立学校用地の確保
- 3 私立学校教職員共済組合

七 司法・法務

- 1 裁判所、検察庁および検察審査会の設置
- 2 弁護士会の引継ぎ
- 3 裁判の効力等

八 その他

- 1 対米請求に関する処理
- 2 市町村非細分土地
- 3 所有者不明土地の管理
- 4 転廃業および離職者対策

全案に同意

沖繩地方評議会

追加意見

第一、三次 佐藤委員

以て追加意見として申し送りする

印場より

沖繩復帰対策要綱（第三次分）案

沖繩復帰対策要綱（第三次分）を次のように決定する。

一 行 政

1 国の行政機関

ア 沖繩における経済の振興および社会の開発を図るため、総合的な施策を策定し、および推進し、ならびにその施策の実施に関して関係行政機関の事務を総合調整することを主たる任務とする沖繩開発庁を設置することとする。

（注）この条は、沖繩復帰法第10条第1項第1号に照し、沖繩開発庁を設置することとする。

沖繩開発庁は、総理府の外局とし、沖繩開発庁長官は、国務大臣をもつてあてる。また、沖繩の振興開発に関する重要事項を調査審議するため、沖繩開発庁の附属機関として沖繩振興開発審議会を置くこととする。

イ 那覇市に沖繩開発庁の機関として沖繩総合事務局を置くこととする。

沖繩総合事務局においては、沖繩開発庁の所掌事務に關し必要な調査等を行なうほか、沖繩において国が行なう財務、農政（民有林および水産関係を含む。）、通商産業、海運、陸運および公正取引に関する事務ならびに港湾、空港、河川、道路その他国の建設工事に関する事務等を所掌することとし、沖繩総合事務局長には少なくとも本土における通常のブロック機関の長が有する権限を与えるものとする。この場合において、これらの事務については当該事務に関する主務大臣（公正取引に關

する事務については公正取引委員会）が沖縄総合事務局長を指揮監督することとする。

ウ 沖縄総合事務局において所掌する事務以外の国の事務を所掌する国の行政機関は、個別に設置することとするが、これらの機関のうち必要と認められるものについては、原則として当分の間、本土におけるブロック機関の有する事務処理権限またはこれに準ずる権限を与え、沖縄現地における事務を円滑に処理しうるよう配慮することとする。

2 公務員等共済組合

沖縄の公務員等共済組合法または公立学校職員共済組合法の適用を受けている者のうち本土の国家公務員、地方公務員または公共企業体職員に相当するものについては、復帰と同時にそれぞれ本土の国家公務員共済組合

法、地方公務員等共済組合法または公共企業体職員等共済組合法の組合員とするものとし、沖縄の公務員等共済組合法または公立学校職員共済組合法における受給資格および給付の基礎として算定される組合員であつた期間ならびに復帰時に受給中の者の取扱い等については、本土の国家公務員、地方公務員または公共企業体職員その他の社会保険の被保険者との均衡を考慮し、合理的な措置を講ずるものとする。

3 恩 給

琉球政府職員の復帰後の恩給については、本土公務員の恩給との均衡を考慮して、合理的な措置を講ずることとする。

4 住民登録

復帰後暫定期間は、琉球政府の住民登録法による住民票を住民基本台帳

とみなすものとし、本土における住民基本台帳法の施行に際しての措置に準じて、所要の措置を講ずることとする。

5 選挙人名簿

沖縄の選挙人名簿で復帰の際効力を有するものは、公職選挙法上の選挙人名簿とみなすものとし、復帰後における選挙人名簿の調製の手続については、なお暫定期間、従前どおり選挙管理委員会の調査に基づいて登録することとする。

6 統計

沖縄の社会および経済の発展を図るための基礎資料として必要な統計の整備充実を行ない、あわせて統計機構の整備を行なうこととする。

二 税 制

税制については、観光および企業対策上すでに決定した方針に基づき措置するほか、各税につき次のとおり措置するものとする。

^{復帰後}なお、復帰前の課税関係で納税、不服審査等が完結していないものについては、国税（関税を含む。）に相当する琉球政府税については国が、道府県税に相当する琉球政府税については沖縄県が、沖縄市町村税については市町村が、それぞれ承継することとし、その課税、徴収、還付、権利救済等については、復帰に伴い必要とされる経過措置を講ずるものとする。

1 国 税

ア 所得税

所要の経過措置を講じたうえ、復帰の日の属する年（沖縄の法令によ

つて課税年度が終了する日までの間を除く。)分から本土の所得税法を適用する。

青色申告者の有する機械および装置については、復帰後一定期間、沖繩の法令による百分の三十の割増償却を適用しうるよう特例措置を講ずる。

イ 法人税

所要の経過措置を講じたうえ、復帰の日以後に終了する事業年度から本土の法人税法を適用する。

青色申告法人の有する機械および装置については、復帰後一定期間、沖繩の法令による百分の三十の割増償却を適用しうるよう特例措置を講ずる。

ウ 相続税

本土の所得税法の適用と同時に相続税法を適用する。
復帰前の沖繩の法令により課された相続税に相当する租税は、本土の相続税とみなして相次相続控除の対象とする等所要の措置を講ずる。

エ 酒 税

沖繩において生産され、消費される酒類については、復帰後一定期間、
所要の軽減措置を講ずる。

基地依存業者を含め、観光客向け料飲店において消費する輸入洋酒については、復帰後一定期間、現状程度の税負担を維持するよう特例措置を講ずる。

オ 物品税

沖繩において生産される弦楽器等特定の物品については、復帰後一定期間、免税措置を講ずる。

カ 砂糖消費税

沖繩において生産され、消費される砂糖については、復帰後一定期間、免税措置を講ずる。

キ 揮発油税および地方道路税

沖繩において消費される揮発油については、本土と沖繩との税差によつて値上りすることのないよう、復帰後一定期間、所要の軽減措置を講ずる。

ク 石油ガス税

段階的に本土の税率に移行するよう特例措置を講ずる。

○ なお、エからクまでにより減免されたものを本土へ移出するときは、必要に応じ、出港税を課するものとする。

ケ 登録免許税

沖繩の法令により受けた免許等で、本土の法令により当該免許等が引き継がれるものについては、免税措置を講ずる。

コ 入場税

沖繩の法令により百分の五の税率の適用を受けているものについては、復帰後一定期間、その税率を維持する。

サ 自動車重量税

昭和四十七年十二月一日まで、自動車重量税法の適用を延期する。

シ 有価証券取引税、通行税、トランプ類税、取引所税および印紙税

復帰の日からそれぞれ本土の法令を適用する。

ス 租税特別措置

沖縄の法令による重要物産免税制度および船舶建造準備金制度については、適用期間の残存期間について適用するよう措置するほか、譲渡所得課税および利子所得課税についても、特例措置を講ずる。

2 地方税

(県 税)

ア 県民税

個人

復帰の日の属する年度においては、均等割のみを納付する者について、免税措置を講ずる

法人

復帰の日以後に終了する事業年度から地方税法を適用する。

イ 事業税

個人

復帰の日から地方税法を適用する。

法人

復帰の日以後に終了する事業年度から地方税法を適用する。

ウ 自動車税

復帰後暫定期間、所要の軽減措置を講ずる。

エ 軽油引取税

本土と沖縄との税差によつて値上りすることのないよう、必要に応じ、

復帰後一定期間、軽減措置を講ずる。

オ 不動産取得税、県たばこ消費税、娯楽施設利用税、料理飲食等消費税、
鉦区税、狩猟免許税、自動車取得税および入猟税

復帰の日から地方税法を適用する。

(市町村税)

ア 市町村民税

個人

復帰の日の属する年度においては、税率等について特例措置を講ずる。

法人

復帰の日以後に終了する事業年度から地方税法を適用する。

イ 固定資産税

復帰の日の属する年度においては、評価額および税率について特例措置を講ずるものとし、昭和四十八年度以後においては、同年度における評価の状況等を考慮して、税負担の激変を緩和するため、所要の措置を講ずる。

ウ 軽自動車税

復帰後暫定期間、所要の軽減措置を講ずる。

エ 電気ガス税

復帰の日の属する年度においては税率を百分の一とし、その後各年度百分の一ずつ引き上げ、本土の税率に移行するよう特例措置を講ずる。

なお、時間送電地域については、課税標準の特例措置を講ずる。

割引
多
引

オ 市町村たばこ消費税、釵産税、木材引取税、入湯税および都市計画税
復帰の日から地方税法を適用する。

3 関税

ア 生活必需物資のうち、関税負担が大幅に増大する物品については、消費者物価対策上、復帰後一定期間、特例措置を講ずる。

イ 製造用輸入原料品で、関税負担が増大することにより企業経営および消費者物価に影響を及ぼすものについては、復帰後一定期間、特例措置を講ずる。

三 財政・金融

1 塩専売制度

復帰と同時に塩専売制度を実施することとし、これに伴い廃業する再製

業者等およびその従業員に対しては、適切な措置を講ずるものとする。

退社手当

なお、塩の流通面については、一定期間、必要な特例措置を講ずるものとする。

2 外国たばこ輸入業

外国たばこ輸入業者については、復帰後も当分の間、卸売業を営めるよう措置するとともに、外国たばこの輸入の取扱いを行なわせることを配慮するものとする。

3 税関貨物取扱人業

復帰に伴い廃業する税関貨物取扱人業者およびその従業員の取扱いについては、適切な措置を講ずるものとする。

4 国有財産等

ア 沖縄県の振興開発計画に基づく事業で、公共の用に供する施設に関するものを実施するため必要があるときは、国有財産を関係地方公共団体等に対して、無償または時価より低い価格で譲渡し、または貸し付けることができるものとする。

イ 沖縄県に所在する国有財産で、昭和二十一年一月二十八日まで沖縄県において事務、事業もしくは職員の住居または警察の用に供していた公用財産であつたものについては、これらの用途に供する場合には、沖縄県に譲与し、または無償で貸し付けるものとする。

ウ 琉球列島米国民政府が貸し付けている国または県の所有に属する不動

産については、原則として、復帰後一年間は、従前と同一の条件で、復帰の際に貸付けを受けていた者に貸し付けるものとする。

エ 米国から引継ぎを受ける行政用建物のうち、沖縄県または市町村において管理することが適当なものは、当該地方公共団体に譲与するものとする。

5 産業用金地金

産業用金地金の供給は、本土の制度に基づいて行なうこととするが、政府の売渡価格については、適正量の範囲内で、復帰後一定期間、特別の措置を講ずるものとする。

6 対外債務の支払のためのドル送金

復帰前に締結された通常の対外取引契約に基づいて、復帰後にその対外ドル債務の支払をする必要がある場合には、ドル送金を認めるものとする。

7 銀行の信託および貯蓄銀行業務

沖縄の銀行が現に行なっている信託業務については、復帰後当分の間、暫定措置として、その兼営を認めるものとする。

なお、貯蓄銀行業務についても、その兼営を認めるものとする。

8 大衆金融公庫および琉球開発金融公社の職員の受入れ

復帰の際現に大衆金融公庫および琉球開発金融公社に勤務している職員

は、復帰と同時に新設の沖縄振興開発金融公庫（仮称）が職員として受け入れるものとする。

四 産業・経済

1 農業災害補償制度

農業災害補償制度については、復帰と同時に本土の法令を適用し、すみやかに実施できるように体制を整備するものとする。また、現在同制度の
表 貯蓄銀行
対象とされていないさとうきびおよびパイナップルについても、資料の整備を図り、制度化の検討を早急に進めるものとする。

2 土地改良事業

（尾小てり）

沖縄の法令の規定により施行中の土地改良事業は、本土の法令による土地改良事業とみなすとともに、復帰後の土地改良事業については、特別の助成措置を講ずるものとする。

3 調製粉乳

本土から出荷され沖縄において乳幼児および妊産婦等が消費する調製粉乳については、復帰に伴い価格が上昇しないよう、復帰後一定期間、その原材料である脱脂粉乳およびバター・オイルの本土における輸入について特別の輸入割当を行なうものとする。

4 砂糖

沖縄において生産され、消費される砂糖については、本土と沖縄の税差（関税分を含む。）により値上りすることのないよう、復帰後数量および期間を限り、消費税の免除のほか所要の措置を講ずるものとする。

5 飼料需給の安定

沖縄における配合飼料工場は、復帰後関税率法により関税免除の承認工場とする措置を講ずるほか、政府操作飼料の割当てにあたっては、沖縄の実績を尊重するとともに今後の需要の動向に十分配慮して行なうものと

する。

6 農業者年金

農業者年金基金法は、復帰と同時に適用することとし、沖縄と本土との同法の適用の时期的ずれに伴う特例措置を講ずるとともに、沖縄の農業者の実態を考慮して任意加入面積基準を引き下げるものとする。

7 農林漁業団体職員共済組合

沖縄の農林漁業団体職員共済組合法の適用を受けている者については、復帰と同時に本土の農林漁業団体職員共済組合法の組合員とするものとし、沖縄の農林漁業団体職員共済組合法における受給資格および給付の基礎として算定される組合員であつた期間ならびに復帰時に受給中の者の取扱等については、本土の農林漁業団体共済組合の組合員その他の社会保険の被

保険者との均衡を考慮し、合理的な措置を講ずるものとする。

8 改良普及員等の任用資格

復帰前に沖縄において改良普及員の資格試験に合格した者は、復帰後本土の法令による任用資格を有する者とみなすものとするほか、これらの者以外の者であつて、沖縄の法令により専門技術員または改良普及員の任用資格を有するものについては、沖縄県知事がその者の経歴等からみて適当であると認める場合には、沖縄県の専門技術員または改良普及員として任用することができるものとする。

9 電力

琉球電力公社の業務は、復帰に伴い新設の特殊法人に引き継ぐものとし、今後の電力需要の増加に対応しつつ、電力の安定的かつ適正な供給を図る

沖縄電力株式会社
の設置
及び
業務の承継
に
関する
法律
案
の
概要
を
示す

ため、復帰後一定期間、必要に応じ適切な措置を講ずるものとする。
また、復帰の際現に琉球電力公社に勤務している者は、復帰と同時に新設の特殊法人が職員として受け入れられるものとする。

10 石油

ア 石油業法は、復帰と同時に適用するが、沖縄における石油製品の流通販売秩序が混乱をきたさないよう所要の措置を講ずるものとする。

イ 離島における燃料用石油製品については、復帰後も一定期間、本島並みの価格を維持するため、沖縄県が所要の調整措置を講じうるよう国が措置するものとする。

11 商工会議所等

商工会議所法および商工会の組織等に関する法律の適用については、経

過的に名称使用の禁止規定の適用を猶予することとする。

12 商工組合中央金庫

商工組合中央金庫については、復帰に伴い事務所を設け、中小企業の組織化の推進、組合金融事業の指導に積極的に協力させるとともに、代理貸制度の活用を図るものとし、将来必要に応じ支店を設置させることとする。

13 百貨店

復帰の際沖縄において現に百貨店を営んでいる者については、本土の法令により許可された者とみなすものとする。なお、閉店時刻および休業日については、沖縄の地理的条件、慣習等を十分配慮するものとする。

14 対米綿製品輸出枠の取扱

沖縄の対米綿製品輸出枠の取扱いについては、日米綿製品取極および現

行自主規制の今後の推移に応じ、復帰後もその輸出実績が確保されるよう適切な措置をとることとする。

15 繊維製品製造設備の登録

現に沖縄に存在する繊維製品製造設備であつて、本土において「中小企業団体の組織に関する法律」に基づき登録制度がとられている設備については、復帰後直ちに登録が行なわれるよう所要の準備を進めるものとする

16 計量法

ア 沖縄の法令により計量器の修理および販売の許可または登録を受けている者は、本土の法令により登録を受けた者とみなすものとする。

イ 沖縄の法令により経過的に法定計量単位とみなされている尺貫法およびヤード・ポンド法による計量単位をその残存期間法定計量単位として

認めるほか、検定、基準器検査等について所要の経過措置を講ずるものとする。

ウ 検定等の事務に従事している職員等については、経過的に特例を認め引き続き事務に従事することができるものとする。

17 電気計器検定業務の移管

復帰の際現に琉球政府が電気計器検定業務の用に供している建物、機械設備その他の資産は、復帰とともに国が引き継ぎ、国はこれを日本電気計器検定所に出資するものとする。また、同検定所は、沖縄に試験所を設置し、電気計器検定業務を行なうこととする。

18 海難審判

ア 沖縄の法令により任命されている海難審判庁審判官および理事官⁴⁾については、復帰の際、本土の法令による海難審判庁審判官および理事官の資格を有するものとみなすこととする。

イ 沖縄の法令により登録を受けている海事補佐人は、復帰の際、本土の法令による海事補佐人として登録を受けたものとみなすこととする。

ウ 沖縄の海難審判庁理事官が海難事実を認知している事件および係属中の事件に関する手続については、これを本土の法令によりなされた手続とみなし、裁決は本土の相当法令によりなされた裁決とみなすものとする。

19 定期航空運送事業

復帰の際、沖縄において本土の法令により免許を受けるべき定期航空運

送事業の
手続の
統一

送事業に相当する事業を営んでいる者については、引き続き営業できるよう経過措置を講ずるものとする。

20 自動車の登録等

沖縄の法令に基づきなされた自動車の登録および軽自動車の使用の届出については、本土の法令に基づきなされた登録および届出とみなすものとする。

なお、自動車登録番号等については、復帰後一定の期日までに本土の法令による自動車登録番号等に切り換えるものとする。

21 道路

復帰後の沖縄の道路については、一般交通の用に供されている軍道、軍管轄政府道および政府道のうち本島の交通幹線となるべき道路を国道とし、

原則として国の直轄でその整備を促進するものとする。

その他の一般交通の用に供されている軍道、軍管轄政府道および政府道は原則として県道に、市町村道は原則として市町村道とし、その整備を促進するものとする。

また、復帰に伴い必要となる軍道および軍管轄政府道の敷地の取得については、特段の助成措置を講ずるとともに、沖縄の特殊事情により未買収となつてゐる政府道および市町村道の敷地の取得については、その実態を調査のうえ、必要に応じ適切な措置を講ずるものとする。

なお、道路交通安全施設等の整備については、特に配慮するものとする。

22 建設機械の抵当の取扱い

沖縄の道路運送車両法により所有権の登録を受けている建設機械につい

ては、その登録がある間は本土の建設機械抵当法に規定する建設機械としてではなく、道路運送車両法に規定する自動車として扱うものとする。

23 水資源開発

沖縄本島における特定のダムによる水資源の開発は、国の直轄事業として行なうものとする。
手島クニツツリ河川工事

五 厚生

1 琉球水道公社

琉球水道公社が行なつてゐる水道用水供給の業務は、復帰後は沖縄県がこれを引き継ぎ実施するものとする。

また、復帰の際現に琉球水道公社に勤務している者は、復帰と同時に沖縄県が職員として受け入れるものとする。

2 国立療養所の設置

*済雨是
30係上
んを
也し南島
と夏*

沖縄における疾病の実情にかんがみ、結核患者および精神障害者を収容治療するための国立療養所を設置するものとし、琉球政府立病院の一部は、これに吸収する。

なお、医師等の確保を図るため、その処遇については特に配慮を行なうものとする。

3 保健婦（公衆衛生看護婦）の配置

沖縄の公衆衛生看護婦については、復帰後も、これらの者が県職員たる保健婦として、所要の地に駐在できるよう措置するものとする。

4 結核患者の県外委託治療

結核患者の県外委託治療については、^{あぬあぬのゆ}当分の間、なお継続できるよう措置するものとする。

5 専門医および無医地区における医師の確保

沖縄における医療事情にかんがみ、復帰後も当分の間、専門医の派遣措置および無医地区勤務医師確保のための財政措置を講ずるとともに、へき地離島における医療の確保について、沖縄の実情に即した所要の措置を講ずるものとする。

6 臨床研修指定病院

復帰の際現に臨床研修病院としての指定を受けている病院は、当面臨床研修病院として存続させるものとする。

六 教育・文化

1 教職員定数

沖縄の公立義務教育諸学校の教職員の定数の標準については、復帰の際

^{手直し}
~~250~~ 250
↑
250

これらの教職員の実数を基礎として、復帰後一定期間、必要な経過措置を講ずるものとする。

公立高等学校の教職員の定数の標準についても、右に準じて必要な経過措置を講ずるものとする。

2 公立学校用地の確保

沖縄の学校用地の確保については、軍用地接收による公立義務教育諸学校の借用地等の沖縄の特殊事情を考慮し、所要の措置を講ずるものとする。

- 35 -

3 私立学校教職員共済組合

沖縄の私立学校教職員共済組合法の適用を受けている者については、復帰と同時に本土の私立学校教職員共済組合法を適用するものとし、沖縄の私立学校教職員共済組合法における受給資格および給付の基礎として算定

される組合員であつた期間ならびに復帰時に受給中の者の取扱ひ等については、本土の私立学校教職員共済組合の組合員その他の社会保険の被保険者との均衡を考慮し、合理的な措置を講ずるものとする。

七 司法・法務

1 裁判所、検察庁および検察審査会の設置

ア 沖縄を福岡高等裁判所の管轄区域とし、那覇市に地方裁判所および家庭裁判所を、沖縄の所要の地に簡易裁判所を、それぞれ設立することとする。

- 36 -

イ アの地方裁判所および家庭裁判所に対応して地方検察庁を、各簡易裁判所に対応して区検察庁を、それぞれ置くこととする。

ウ 沖縄の所要の地に検察審査会を置くこととする。

2 弁護士会の引継ぎ

沖縄の法令による沖縄弁護士会は、本土の弁護士法の規定により設立された弁護士会とみなすこととする。

3 裁判の効力等 協定第三条

ア 民事裁判

(ア) 琉球政府の裁判所および琉球列島米国民政府の裁判所が民事に関する事件について復帰前にした確定の裁判は、公の秩序または善良の風俗に反しない限り、その効力を認めるものとする。

(イ) 復帰の際の裁判所に係属している民事に関する事件について、従前の法令によりされた申立て、裁判その他の手続上の行為は、本土の相当裁判所において本土の相当法令によりされたものとみなし、本

土の裁判所において、これらの事件を引き続き審理裁判するものとする。

イ 刑事裁判

(ア) 復帰前の行為については、原則として、復帰前沖縄に施行された刑罰法令により処罰することができるものとする。

(イ) 復帰の際琉球政府の裁判所および琉球列島米国民政府の裁判所に係属している刑事に関する事件については、これを本土の相当裁判所に係属させるとともに、復帰後本土の刑事訴訟法その他の手続関係法令により手続および裁判をするものとする。

(ウ) 復帰の際刑の執行を終わっていないものについては、復帰後本土の監獄法その他の矯正保護関係法令により執行その他の措置を講ずるもの

復帰
手続
5003

とする。

八 その他

仲地生方お事1 対米請求に関する処理

返還協定に基づき米国政府が処理すべきこととなるもの以外のいわゆる
講和前人身傷害未補償者に係る請求等については、実情を調査のうえ、国
において適切な措置を講ずるものとする。

2 市町村非細分土地

従前市町村に支払われていた市町村非細分土地賃料に相当するものにつ
いては、当該軍用地返還までの間、市町村に対する財政措置の一環として
特別の措置を講ずるものとする。

3 所有者不明土地の管理

復帰の際琉球政府または沖縄の市町村が管理している所有者不明土地に
ついては、復帰後は当分の間、従前の例により県または市町村が管理する
ものとする。

4 転廃業および離職者対策

復帰に伴い制度の改廃等により転廃業を余儀なくされる企業に関しては、
転業資金について特別の融資措置を講ずることにより事業の転換と雇用の
安定を図るとともに、これらの企業からの離職者を含め、復帰に伴う社会
経済情勢の変動による離職者に関しては、雇用機会の開発および再就職に
関する援護その他の措置について立法による特別措置を講じ、これらの労
働者の能力を有効に発揮させるとともに、その生活の安定を図るものとす
る。

沖縄復帰対策要綱（第三次分）案に関する参考資料

1. 二税制、3 関税アに該当する物品は、次のとおりである。
ランチヨンミート、ハムおよびベーコン、ウードロン茶および包種茶、オ
レンジ、バナナ

2. 二税制、3 関税イに該当する原料品は、次のとおりである。

製油業（大豆。なたね。粗油）、みそ。しょう油製造業（大豆）、製菓
業（あずきその他の雑豆）、とうふ製造業（大豆）、王冠製造業（凝集
コルク）、ビール製造業（麦芽。ホップ）、食肉加工業（牛肉）、こんに
やく製造業（こんにやく芋（切つたもの、乾燥したものおよび粉状にしたも
のを含む。）、農薬製造業（農薬原体）、牛乳処理加工業（脱脂粉乳。

バターオイル）

○前記物品のうち輸入割当品目に該当するものについては、その輸入量につ
て特別の配慮を行なうものとする。